

地域企業における人材活用促進に関する講演会開催等に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

地域企業における人材活用促進に関する講演会開催等に係る業務委託

2 業務目的

本市では、未来の経済基盤を確かなものにするため、スタートアップの育成・誘致をはじめとする様々な事業に取り組む中で、起業家のロールモデルにつながる外部人材の活用が市内企業における新規事業の開発などの経営基盤強化に有効であることを周知する取組を行っている。

この一環として、有識者を招き、市内企業経営者等を対象とした講演会を実施することで、市内企業における外部人材の活用を促進するために講演会を開催するもの。

3 講演会の概要（予定）

(1) 開催日時 令和6年2月19日（月）15時30分～17時（15時開場）予定

(2) 内 容（二部構成）

第一部 有識者による講演会（45分程度）

第二部 有識者を交えた対談（45分程度）

(3) 会 場 長野市芸術館メインホール（1,292席）

(4) 対 象 者 市内企業の経営者、経営層、人事・戦略立案担当者及び学生

(5) 開催方法 対面方式のみ（オンラインによるライブ配信は行わない）

(6) 参 加 料 無料

(7) 主 催 長野市

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

5 業務内容

業務内容は、講演会開催等に係る以下(1)から(4)までとする。

なお、登壇者との調整は本市が実施し、登壇者に対する謝金及び旅費、会場使用料について別途本市が負担することとする。

(1) 講演会開催に向けた事前告知及び応募者管理

ア 告知チラシの作成及び印刷（A4両面印刷、表面4色*裏面1色、15,000枚）

イ 応募フォーム（オンライン）の作成及び応募者の管理

(2) 外部人材活用促進に関する広報ツール作成

ア 外部人材活用に関するリーフレットデータ作成及び印刷（A4版4ページ程度（A3版割付）、カラー、1,500枚印刷）

イ 外部人材活用理解につながる動画（2～3分程度、1本）

(3) 講演会運営

ア 駐車場での誘導

イ 聴講者の受付

- ウ 会場の装飾（ステージ看板、花）
- エ 司会進行（進行台本の作成を含む）
- (4) 講演内容の記録
 - ア アーカイブ動画の撮影及び編集
 - イ 講演内容のレポート
 - ウ 業務内容をまとめた報告書

6 履行期限及び成果物の提出期限

- (1) 告知チラシ 令和5年12月18日（月）
- (2) 応募フォーム 令和5年12月22日（金）
- (3) 外部人材促進広報ツール 令和6年2月9日（金）
- (4) アーカイブ動画及びレポート 令和6年3月18日（月）
- (5) 報告書 令和6年3月29日（金）

7 個人情報の保護及び機密保持

受託者は、本業務で知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

8 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得ること。

9 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に 本市に無償で譲渡するものとする。

10 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

11 その他

- (1) 受託者は、本業務に関して、法令順守を徹底すること。
- (2) 業務内容について疑義が生じた場合は、本市と協議の上対応すること。
- (3) 契約内容の詳細については、契約締結時に定める。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については、その都度、双方で協議して決定する。

12 入札参加にあたり求める実績

過去2年間に、国又は地方自治体が行う種類及び規模をほぼ同じくする講演会やイベント等の運営実績を2回以上有していること。なお、入札参加申請書の提出時に運営実績を証する書類の写しを提出すること。